

授業外における法教育の展開の検討と一考察

吉田 稜（東村山市立東村山第一中学校 学校図書館専任司書、
国土館大学大学院法学研究科博士課程 研究生）

はじめに

法務省の「法教育の実践状況に関する調査」によれば、小中高いずれにおいても、法教育授業実施に関して時間・余裕のなさが大きな課題であると指摘されている¹。本発表では、学校現場の負担とならず、かつ、意義のある法教育の実践方法とはいかなるものか検討する。

法教育の目的

法教育をおこなう目的として、法務省は、「①社会の中でお互いを尊重しながら生きていく上で、法やルールが不可欠なものであることへの理解を深める」²こと、「②他人の主張を公平に理解し、多様な意見を調整して合意を形成したり、法やルールにのっとった適正な解決を図ったりする力を養う」こと³、の2点を挙げ、これによって「自由で公正な社会を支える人材の育成を目指」⁴としている。また、日本弁護士連合会は、法教育を「『法の基礎にある価値や原則』に対する基本的な理解を重視し、法的な考え方や法的参加の技能を身につけることで、『個人が尊重される自由で公正な社会』を構築しようとする態度・意欲を育てようとするもの」⁵と捉えており、いずれも「自由で公正な社会」の担い手の育成を目的とし、とりわけ「自由で公正な社会」の実現へと向かう姿勢を重視していることがうかがえる。

授業外における法教育

先に示した法教育の目的を踏まえると、生徒会活動や学年・クラスでの活動、部活動・クラブ活動、他者とのかかわりといった「授業外」において法教育を展開していく方が児童生徒の法的ものの見方・考え方、規範意識、人権意識、自治意識等を育めるように思う⁶。こうした「授業外」の学校生活の各場面において、教員が児童生徒に対して、直面した問題を解決し、あるいは、より良いものとしていくためにはどうするべきかと絶えず問い続け、時に助言し、時に一緒になって考えることが必要となるだろう。このような活動を通して、児童生徒が自身の体験・知識をもとに考えたり、必要な情報を収集したり、他者の意見を聞くなどして主体的に問題解決に取り組む習慣を身につけることで、法教育の目的が達成されるのではないかと考える。

まとめ

本発表では、法教育の授業外における活動における展開の可能性とその効果について考察した。具体的な教育プログラムの構築や学校現場における教育実践の蓄積が必要であり、この点については今後の課題としたい。

¹ 法務省委託調査 株式会社浜銀総合研究所「小学校における法教育の実践状況に関する調査 調査研究報告書」75頁（2020年3月）、法務省委託調査 株式会社浜銀総合研究所「中学校における法教育の実践状況に関する調査 調査研究報告書」57頁（2022年3月）、法務省委託調査 株式会社リベルタス・コンサルティング「高等学校における法教育の実践状況に関する調査 報告書」68頁（2023年3月）

² 法務省「法教育リーフレット 生きるチカラ！法教育」1頁（2019年）

³ 法務省・前掲注（2）1頁

⁴ 法務省・前掲注（2）1頁

⁵ 日本弁護士連合会／編著『弁護士白書 2010年版』38頁（日本弁護士連合会、2010年）

⁶ もちろん、実際に問題に直面した時に解決に導くための基礎的な知識を獲得する場として、授業が必要となる。